

日本バイオメカニクス学会会則

第1章 総則

第1条

本会は、日本バイオメカニクス学会（英文名 Japanese Society of Biomechanics）と称する。

第2条

本会は、人間の身体運動に関する科学的研究ならびにその連絡共同を促進し、バイオメカニクスの発展をはかることを目的とする。

第2章 事業

第3条

本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. バイオメカニクス学会大会の開催
2. 日本体育・スポーツ・健康学会のバイオメカニクス専門領域としての事業
3. 研究会、講演会等の開催
4. 機関誌「バイオメカニクス研究」の出版による、会員の研究に資する情報の収集と紹介
5. 学際的および国際的研究の交流
6. その他本会の目的に資する事業

第3章 会員

第4条

本会会員は次のとおりとする。

1. 正会員：学会事務局宛「日本バイオメカニクス学会」に入会を申し込み理事会が承認した個人、または日本体育・スポーツ・健康学会「専門領域 バイオメカニクス」の会員で、入会を申し込み理事会が承認した個人。
2. JSB 名誉会員：本会に貢献のあった個人。JSB 名誉会員は別途定める JSB 名誉会員規程に従うものとする。
3. 体育学会名誉会員：日本体育・スポーツ・健康学会名誉会員であり、バイオメカニクス専門領域に登録している個人。体育学会名誉会員の取り扱いは別途定める体育学会名誉会員取り扱い規程に従うものとする。
4. 賛助会員：本会の目的に賛同する団体および個人。

第5条

本会会員は、別途定める会費規程に従い会費を納入しなければならない。

第6条

会員になろうとする者は、「学会事務局」または「日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域 バイオメカニクス」に入会申込書を提出する。

第7条

退会しようとする者は、「学会事務局」または「日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域 バイオメカニクス」に退会届を提出する。

また2年以上にわたって会費を納入しない正会員および賛助会員は、退会したものとみなす。

第8条

退会した者の再入会を認めることがある。

1. 「学会事務局」または「日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域 バイオメカニクス」に退会届を提出して、退会した者は、第4条1項記載と同様の手続きで再入会を申し出ることができる。
2. 会費未納により退会となった者が再入会をする場合は、次の①②のいずれかの手続きに従い、再入会を申し出ることができる。
 - ①「学会事務局」にて再入会の手続きをした者は、理事会の承認後に、会費未納退会となった2年分の会費および再入会年度の会費を、承認後2ヶ月以内に納めなければならない。
 - ②「日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域 バイオメカニクス」にて、再入会（資格の再取得）をする者は、「日本体育・スポーツ・健康学会」の定める規定に従うものとする。

第4章 役員

第9条

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
理事長	1名
理 事	20名程度
監 事	2名

第10条

役員を選出は、別途定める役員選挙規程に従い実施する。

第11条

会長、理事長および理事は理事会を組織し、会長が会務を総括する。会長が不在の場合には、理事長が職務を代行する。

第12条

役員任期は2年とする。重任について、会長は2期連続まで、理事は3期連続までとする。

第5章 会議

第13条

総会は本会の最高議決機関であり、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

事業報告および収支決算

事業計画および収支予算

会則の改正

その他の重要事項

通常、総会はバイオメカニクス学会大会開催時に際し開かれる。ただし必要に応じて、臨時総会を開くことがある。臨時総会について、対面の場合は日本体育・スポーツ・健康学会大会または学会主催の研究会（誓ひろば等）において開催し、対面以外の場合はインターネット（オンライン会議システム、メール等）を用いて開催する。

第14条

理事会は、理事長が議長となり、本会の事業遂行の企画を行う。

第6章 委員会

第15条

本会の活動を円滑に遂行するために、別途定める委員会規程に従い委員会を設ける。

第7章 バイオメカニクス学会大会

第16条

バイオメカニクス学会大会の組織委員会委員長またはそれに準じる代表者は、理事会での審議を経て決定する。

第17条

バイオメカニクス学会大会は、組織委員会によって運営される。

第18条

バイオメカニクス学会大会における成果は「バイオメカニクス研究」に投稿することができる。

第8章 会計

第19条

本会の経費は次の収入によって支出する。

1. 会員の会費
2. 事業収入
3. 他よりの助成金および寄付金

第20条

本会の会計年度は毎年4月より翌年3月までとする。

第9章 略称と所在地

第21条

日本バイオメカニクス学会は、略称「バイオメカニクス学会」と称し、所在地および学会事務局を本会理事長が所属する機関の住所に置く。

第10章 改 廃

第22条

本会則の改廃は、総会において出席正会員の過半数をもって行うことができる。

附 則

(会員区分変更、役員任期、臨時総会開催方法等の修正に伴う一部変更)

本会則は、2021年4月1日から施行する。

(略称と所在地の追加および追加に伴う一部変更)

本会則は、2021年7月1日から施行する。

(会員区分の変更、臨時総会開催方法、日本体育学会の名称変更に伴う一部変更)

本会則は、2021年11月6日から施行する。

本会則は、2022年11月12日から施行する。

(会員管理方法の見直しに伴う会員区分の表現見直し、再入会手続きの明文化、第7条刊行物等の配布についての条文抹消)

本会則は、2024年11月30日から施行する。

(会員管理方法の見直しに伴う会員区分および入退会に関する表現見直し、学会事務局設置の明文化)

日本バイオメカニクス学会 会費規程

第1条

本規程は、日本バイオメカニクス学会会則第5条に基づき、会費に関する事項を定めるものである。

第2条

正会員 : 年額 7,000 円
JSB 名誉会員 : 徴収しない
体育学会名誉会員 : 徴収しない
賛助会員 : 年額 1 口 (2 万円) 以上

第3条

本規程の改廃は、理事会において出席役員の過半数をもって行うことができる。

附 則

(会員区分変更に伴う一部変更)

本規程は、2021年4月1日から施行する。

(会員区分変更に伴う一部変更)

本規程は、2021年11月6日から施行する。

日本バイオメカニクス学会 役員選挙規程

第1章 総則

第1条

本規程は、日本バイオメカニクス学会会則第10条に基づき、役員選挙に関する事項を定めるものである。

第2章 選挙管理委員会

第2条

会長は、理事会の意見を聴いて、正会員の中から選挙管理委員を若干名選考して、選挙管理委員会を構成する。

第3条

選挙管理委員会は、投票締め切り日の2ヶ月前の会員名簿をもって選挙台帳とし、正会員に通知する。

第3章 役員候補者

第4条

1. すべての正会員は、会長の被選挙権を有し、立候補したものとみなす。但し、選挙時の重任が2期連続の者は除く。
2. 任期開始年度の4月1日時点で65歳未満の正会員は、理事の被選挙権を有し、理事に立候補したものとみなす。但し選挙時の重任が3期連続の者は除く。

第4章 役員選出

第5条

投票はインターネットを用いた電子投票によって行うこととする。

第6条

会長選挙は、以下の手続きをもって実施する。

1. 正会員の無記名单記投票による得票数上位3名を第一次候補者とする。
2. 上位3名の得票数を提示したうえで、第7条第1項の理事の投票により会長を選出する。
3. 上記第1項、第2項とも、得票数が同じ場合には、選挙管理委員会が抽選を行い、順位を付ける。
4. 会長就任については、理事会による本人の承認を必要とする。

第7条

理事選挙は、以下の手続きをもって実施する。

1. 正会員の無記名 5 名連記の投票による得票数上位 15 名を理事とする。得票数が同じ場合には、選挙管理委員会が抽選を行い、順位を付ける。
2. 会長は、上記第 1 項で選出された理事に加えて、5 名程度を理事候補者とすることができる。本項の理事候補者の理事就任については、理事会での承認を必要とする。
3. 理事就任については、理事会による本人の承認を必要とする。

第 8 条

本規程第 7 条 2 項による理事については、以下の事項をできる限り考慮するものとする。

1. 男女の役員比率のアンバランスの解消
2. 若手研究者、学生の意見の集約
3. 国際交流の活性化

第 9 条

理事長は理事の互選により決定する。

第 10 条

監事は会長が委嘱する。

第 5 章 任 期

第 11 条

役員任期は、選出翌年度 4 月から 2 年間とする。重任について、会長は 2 期連続まで、理事は 3 期連続までとする。

第 6 章 改 廃

第 12 条

本規程の改廃は、総会において出席正会員の過半数をもって行うことができる。

附 則

(役員候補者、役員選出、任期等の修正に伴う一部変更)

本規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

本規程変更に伴い、2021 年度役員就任時の任期を 1 期目とする。

日本バイオメカニクス学会 委員会規程

第1章 総 則

第1条

本規程は、日本バイオメカニクス学会会則に第15条に記載の委員会の詳細を定めるものである。

第2章 委員会構成

第2条

本会では、以下の委員会を設置する。

1. 機構検討：学会の機構・規約の検討
2. 企画：各種企画、学会シンポジウムキー、ノートレクチャの企画
3. 研究推進：学会助成、研究費助成、学会賞の選出
4. 編集：「バイオメカニクス研究」の編集、編集のあり方の検討
5. 渉外：内外の他学会や組織との連携・連絡
6. 広報：ウェブサイトの管理と充実、情報の発信
7. 庶務・会計：庶務、会計、事務連絡等

第3条

委員会は、委員長および委員で構成され、その構成は理事会において決定する。委員長は、理事が担当する。

第4条

委員の任期は、2年を原則とし、重任は妨げない。

第3章 改 廃

第5条

本規程の改廃は、理事会において出席役員の過半数をもって行うことができる。

附 則

(文言修正に伴う一部変更)

本規程は、2021年4月1日から施行する。

日本バイオメカニクス学会 JSB 名誉会員規程

第1章 総則

第1条

本規程は、日本バイオメカニクス学会会則第4条(2)に基づき、JSB 名誉会員に関する事項を定めるものである。

第2章 選出

第2条

理事会が推薦し、総会の承認を得て、選出するものとする。

第3章 推薦

第3条

年齢70歳以上（当該年度4月1日時点）で、特に本会に対して貢献のあった者であって、研究者の範となる者を、理事会は総会へ推薦するものとする。ただし、役員の任期中にある者は推薦しないものとする。

本会への貢献度は、以下を総合的に評価する。

1. 学術的貢献（バイオメカニクスに関する著書、論文、学会発表等）
2. 学会運営に対する貢献（会長、理事、学会誌編集委員等）等

第4条

会員以外で特に本会に貢献のあった者の推薦については、別に審議する。

第5条

理事会は、年度ごとにJSB 名誉会員候補者リストを作成、審議し、本人の承諾を得た上で、総会に推薦する。総会で承認が得られたJSB 名誉会員候補者については、その次年度からJSB 名誉会員となるものとする。

第4章 恩典

第6条

JSB 名誉会員の恩典は次の通りとする。

1. 年度会費の免除
2. 学会大会参加費の免除

第5章 選挙

第7条

JSB 名誉会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第6章 資格喪失

第8条

JSB 名誉会員の資格を得た後でも、総会の承認によって、その資格を取り消すことができるものとする。

第7章 改 廃

第9条

本規程の改廃は、総会において出席正会員の過半数をもって行うことができる。

附 則

本規程は、2021年11月6日から施行する。

日本バイオメカニクス学会 体育学会名誉会員取り扱い規程

第1章 総則

第1条

本規程は、日本バイオメカニクス学会会則第4条(3)に基づき、体育学会名誉会員の取り扱いに関する事項を定めるものである。

第2章 選出

第2条

日本体育・スポーツ・健康学会の名誉会員で、バイオメカニクス専門領域に所属する者とする。ただし、本会の役員の内任期中にある者は対象としないものとする。

第3章 恩典

第3条

体育学会名誉会員の恩典は次の通りとする。

1. 年度会費の免除

第4章 選挙

第4条

体育学会名誉会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第5章 資格喪失

第5条

日本体育・スポーツ・健康学会において名誉会員の資格が取り消された場合には、本会における体育学会名誉会員の資格も、その資格を取り消されるものとする。

第6章 改廃

第6条

本規程の改廃は、総会において出席正会員の過半数をもって行うことができる。

附則

本規程は、2021年11月6日から施行する。